

こんな投票は無効です

せっかく投票しても、次のようなものは無効となりますので、ご注意ください。

- 所定の用紙を用いない投票
- 候補者でない者の氏名を書いた投票
- 二人以上の候補者の氏名を書いた投票
- 候補者の氏名の他に余計なことを書いた投票
- 自分で書かない投票
- 誰の氏名を書いたか分からない投票
- 白紙の投票
- 単に雑事、記号、符号を書いた投票

選挙の開票

○県議会議員選挙

▶日時 4月12日午後9時から

○市議会議員選挙・市長選挙

▶日時 4月26日午後9時から

※場所はいずれも行田グリーンアリーナです。

※開票結果は行田グリーンアリーナ内に掲示します。

投・開票速報

投・開票状況については、選挙期日にテレホンサービスを行います。☎0180-994-855

なお、市ホームページにも掲載します。

選挙運動 できること できないこと

▶選挙運動期間

選挙運動ができる期間は、立候補の受け付けが済んだときから投票日の前日までです。

※立候補の届け出が済むまでは、選挙運動は一切できません。

▶投票日当日の選挙運動

投票日当日は、次の例外を除き、選挙運動は全てできません。

- 投票所を設けた場所の入口から半径300メートル以上離れた区域に選挙事務所を置くこと、およびこの事務所を表示するための看板などを掲示しておくこと。
- 選挙管理委員会が設置したポスター掲示場に、選挙運動期間中に掲示したポスターを掲示しておくこと。

▶連呼行為

連呼行為は、次の場合を除き、禁止されています。

- 演説会場および街頭演説の場所で行う場合。
- 選挙運動用自動車の上で、午前8時から午後8時までの間に行う場合(ただし、学校や病院などの周辺では静穏を保つように努めなければなりません)。

▶言論による自由な選挙運動(選挙運動期間中に限る)

•幕間演説

映画、演劇などの幕間、青年団、婦人会などの集会、会社、工場の休憩時間にそこに集まっている方を対象に、候補者、選挙運動員または第三者が選挙運動のための演説をすることは自由に行えます。

※幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ周知して聴衆を集めてもらい、そこに外向いて選挙運動のための演説をする場合は、個人演説会とみなされますので注意が必要です。

•個々面接

デパート、電車、バスの中あるいは路上で偶然友人、知人などに会ったときに、その機会を利用して投票を依頼することがありますが、この行為については禁止されていません。

•電話による選挙運動

電話を使って投票を依頼する行為(電話による運動)は、禁止されていません。

▶制限されている選挙運動

•戸別訪問の禁止

候補者や運動員に限らず、何人も有権者の家を訪ねて投票を依頼することはできません。

•署名運動の禁止

選挙に関し、投票してもらう目的または投票させない目的をもって選挙人に対し署名を求めることはできません。

•飲食物の提供

選挙運動に関し、何人も酒その他の飲食物を提供することはできません。

•寄附の禁止

政治家(候補者も含みます)は、選挙の有無に関わらず、その選挙区内にある者に対して、寄附をすることはできません。

▶選挙運動費用の制限

選挙は多くの経費を要するといわれますが、これを規制しないと資金に恵まれた候補者だけが当選し、資金のない候補者は有能な人でも代表者に選ばれなくなります。法律では、選挙運動費用の最高額(上限)を定めています。この最高額は、選挙の種類や選挙人名簿登録者数などによって異なります。

▶選挙運動ができない人

選挙の公正な執行を確保するため、選挙事務関係者や特定の公務員などは、その職にある間、選挙運動をすることが禁止されています。

▶インターネット選挙運動について

インターネットを利用した選挙運動ができますが、次の例のように禁止されている行為もありますので注意してください。

例)有権者による電子メールを利用した選挙運動、未成年者の選挙運動、選挙運動用のホームページや電子メールなどを印刷して頒布すること、選挙運動期間外の選挙運動など、詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

ネット選挙運動総務省 検索

この他にも「禁止されている選挙運動」と「禁止されていない選挙運動」があります。違反のないよう、ご注意ください。

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

ルールを守って明るくきれいな選挙を実現しましょう

4月12日(日)は埼玉県議会議員一般選挙

4月26日(日)は行田市議会議員一般選挙・

行田市長選挙の投票日です

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

○県議会議員選挙

日本国籍を有し、平成7年4月13日以前に生まれ、平成27年1月2日以前から引き続き本市に住んでいて、本市の選挙人名簿に登録されている方

※平成27年1月3日以降に県内の他の市町村に転出した方(1回のみ)で、本市の選挙人名簿に登録されている方は、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合に限り、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば、本市で投票できます。

○市議会議員選挙・市長選挙

日本国籍を有し、平成7年4月27日以前に生まれ、平成27年1月18日以前から引き続き本市に住んでいて、本市の選挙人名簿に登録されている方

市内の投票所

投票区名	投票所名
第1投票区	商工センター
第2投票区	中央小学校
第3投票区	持田公民館
第4投票区	西小学校
第5投票区	太井公民館
第6投票区	泉小学校
第7投票区	忍・行田公民館
第8投票区	佐間公民館
第9投票区	婦人ホーム
第10投票区	東小学校
第11投票区	長野公民館
第12投票区	桜ヶ丘公民館
第13投票区	星河公民館
第14投票区	谷郷小橋団地集会所
第15投票区	北小学校
第16投票区	星宮公民館
第17投票区	北河原公民館
第18投票区	下中条農村センター
第19投票区	須加公民館
第20投票区	荒木公民館
第21投票区	藤原町中央会館
第22投票区	太田公民館
第23投票区	地域文化センター
第24投票区	富士山農村センター
第25投票区	埼玉公民館
第26投票区	野文化センター
第27投票区	下忍公民館
第28投票区	南河原公民館
第29投票区	犬塚集会所

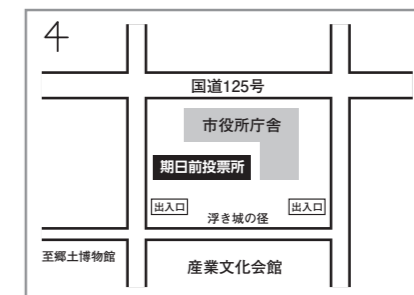
※第28投票区投票所は、南河原児童保育室から南河原公民館に変更となっていますので、ご注意ください。

期日前投票

投票日に次のような理由がある方は、期日前投票所(市役所敷地内)で投票ができます。投票の際は、投票所入場券をご持参ください。なお、入場券が届いていない場合は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちください。

- 仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
- レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
- 病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
- 市外の住所に居住している方(統一地方選挙の場合、投票できない場合があります)

※投票の際には、投票所に用意しているカード(宣誓書兼請求書)にその場で記入し、提出していただく必要があります。なお、事前に記入したい方は市ホームページから宣誓書兼請求書を印刷し、自筆で記入したものをお持ちください。



期日前投票所は市役所本庁舎西側駐車場内仮設プレハブです。

〈投票期間および投票時間〉

- 埼玉県議会議員一般選挙 4月4日～11日
- 行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙 4月20日～25日
いずれも午前8時30分から午後8時まで